

## 学長選考会議議事要録

1. 日時 平成21年1月20日(火) 15:55～17:15
2. 場所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 石戸谷, 小田切, 石堂, 昆, 佐藤, 和田, 藁科, 小川, 須藤, 加藤の各委員  
欠席者 岡井, 櫛引の各委員  
事務局陪席 江羅総務部長, 青山総務課長, 亀谷総務課長補佐, 長澤総務・秘書G係長

#### 4. 配付資料

- 資料 学長選考規程制定等, 学長候補者選考に係る日程(案)
- 資料 前回会議での整理, 検討事項及び課題
- 資料 弘前大学学長選考会議規程等の確認事項(議長提案)
- 資料1 国立大学法人弘前大学管理運営規則 新旧対照表(案)
- 資料2 国立大学弘前大学 学長選考会議規程(案) 関連 現行との対比表
- 資料3 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程(案) 現行との対比表
- 資料4 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程(案) 現行との対比表
- 資料5 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則(案)  
現行との対比表
- 資料6-1 国立大学法人弘前大学の学内規則等の区分及び制定改廃の手続等に関する規程 新旧対照表(案)
- 資料6-2 同上 別表 新旧対照表(案)
- 資料7 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程等を廃止する規程(案)
- 資料8 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則を廃止する細則(案)

◎ 議長から, 前回会議(7月3日)の議事要録(案)について確認され, 異議なく了承された。

#### 5. 審議事項

##### 議題1 学長選考規程等の見直しについて

佐藤議長から, 学長選考に関する今後の運営日程について説明があり, 現在検討中の規程等が制定及び改正された後は, 新たなメンバーによる学長選考会議にて運営していくことになるとの発言があった。

引き続き、議長から、前回会議での整理事項の報告及び引き続き検討課題とされていた事項について下記のとおり説明があり、了承された。

- ・ 現行の管理運営規則第40条第2項に関して、学内意向投票を実施するとの意味では、国立大学法人法（以下「法人法」という。）第12条第2項の趣旨から、学長選考会議自身が制定できる範囲の規程中に留める必要があるため、管理運営規則上では規定しない。

また、学長候補者選考規程等を改正する度に教育研究評議会に付議が必要かという点については、法人法第12条第6項の趣旨から不要である。

- ・ 学長選考会議規程の制定者については、法人法第12条第6項から、学長選考会議に付議して議長が定めることとなる。
- ・ 法人法第12条第6項に基づき、学長選考会議が規程の制定を行うことについて、国立大学法人弘前大学の学内規則等の区分及び制定改廃の手續に関する規程で明確にする。

次に議長から、現在、本会議が検討している学長選考に関する各規程等の改正案について、現行の規程等と対比させた上で更に検討を深めたいとの発言があり、資料2から資料8を基に、下記の事項について検討した。

#### ・学長選考会議規程（案）第2条 学長選考会議の任務について

議長から、学長選考会議の任務として、法人法第12条第2項及び第17条第4項で学長の選考及び解任が規定されているが、学長の任期については法人法第15条第1項で学長選考会議の議を経て国立大学法人の規則で定めるとあり、選考会議の任務と同等とはいえないので、学長選考会議規程（案）第2条から「第15条第1項」及び「任期」を削除するとの提案があり、了承された。

#### ・学長選考会議規程（案）第3条 学長選考会議の組織について

議長から、学長選考会議規程（案）第3条第3号の委員については、法人法第12条第3項に学長選考会議の定めるところにより加えることができるとあることから、「学長選考会議の議を経て」を削除することについて意見を伺いたいとの発言があった。

これに関し、下記のとおり意見が出された。

- 「学長選考会議の議を経て」を削除すると、議長に指名を一任することとなるのか。
- 法人法第12条第3項の「学長選考会議の定めるところにより」は「学長選考会議を経て議長が定める」と同義になるので、文言を削除しても実質の違いはない。
- 「学長選考会議の議を経て」の文言を削除することも、学長選考会議の議を経て

決めることであり、それは指名を議長に一任すること自体を、議を経て決めたことになるのではないか。

- 理事を選考会議のメンバーに加えることとなった経緯について確認したい。
  - 国立大学法人化の直後に開催された学長選考会議が検討して決定したものである。
  - 新規程（案）で、理事数を2名とした根拠は何か。
  - 今まで学長選考会議で検討した結果、2名でよいとの結論となった。
- 以上の意見があり、引き続き検討課題とした。

#### ・学長選考会議規程（案）第4条 任期について

議長から、新規程（案）では学長選考会議委員の任期は2年となるが、選出母体の任期に左右され実際には委員の任期が揃わないことから、会議の議長選出のルールについて議論を要するのではないかと提案があった。

これに対し、委員から、

- 様々なケースが考えられ、どのような場合に議長を選出するのかルール化することは難しい。
  - 議長が委員でなくなった場合は別として、議長選出ルール化は無理ではないか。
  - 学長を選出する会議としての正当性に問題があってはいけない。
  - 議長が入れ替わった時でも、指名され委員となった理事は任期が到来した場合を除き交代とならない。
- との意見があり、議長の選出についてはその都度会議で検討することとした。

#### ・学長選考会議規程（案）第7条 委員以外の出席について

議長から、会議規程（案）第7条の必要性について諮りたいとの発言の後、この条文はアドバイザーとしての出席者を想定したもので当該出席者に議決権はないので差し支えないとの意見があり、条文はそのままとすることが了承された。

#### ・学長選考会議規程（案）第9条 規程の改廃等について

議長から、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定めるとの法人法第12条第6項の趣旨に沿って、学長選考会議規程（案）第9条第1項を削除し、同条第2項の末尾を、学長選考会議の議を経て議長が定めるとしてはどうかとの提案があり、了承された。

#### ・学長候補者選考規程（案）第6条 学長候補適任者の推薦について

議長から、学長候補者選考規程第6条第5項の、学長選考会議が学長候補適任者を推薦する対象者について「学内の」役員若しくは職員を、「本学の」役員若

しくは職員に変更することについて提案があり，了承された。

・学長候補者選考規程（案）第8条 学内構成員の意向調査方法について

議長から，学内意向投票については今までも議論を重ねてきたが，投票の有無について更に検討を行いたいとの発言の後，下記のとおり意見が出された。

○学長候補適任者には，誰が選ばれても学長にふさわしいという人が推薦されなければならない。学長選考会議は，候補適任者を絞る必要があるのではないか。

○学長選考会議が候補適任者を推薦した場合，意向投票を実施するのは妥当だろうか。

○学長選考会議の推薦による者が，意向投票の結果下位になった場合どうするか。

○学長候補者選考規程の改正案は，学内意向投票の実施を前提とした記述になっている。投票を行うなら，投票結果をどのように解釈し，どのように評価して，どのように選考に取り入れるのかを考えておかなければならない。投票結果の扱いによっては，意向投票実施は必須ではない。

学長選考会議は，学長選考会議が推薦した者が意向投票で下位になった場合でも学長候補者に選出する権限がある。反対に，投票で下位になった当該者を，学長選考会議が学長候補者に選出しないということは有り得ることだろうか。そのような場合を想定すると，意向投票を実施しないという方法もあるのではないか。

○学長選挙から意向投票という名称に変更することとしたのは，学長選考会議に学長候補者の決定権があるということを表すためであった。

○あくまでも意向投票で，参考とするだけではないのか。

○投票をさせておいて結果を公表しないということはない。

○本人の了承を得たうえで学長選考会議が推薦する候補適任者は，意向投票の結果下位となっても会議によって学長候補者に選出されることとなるだろう。法的には問題はないし訴訟となっても勝つだろうが，学内的には問題となるはず。学長選考会議が候補適任者を推薦し，かつ意向投票を実施するという事は，それほどに重い意味を持つ。

○学長選考会議委員が個人で候補適任者を推薦することが可能であれば，意向投票下位の者を学長選考会議が学長候補者として選出するという事は有り得る。問題がないわけでないが，学長選考会議が推薦するよりはよいのではないか。

○学長選考会議の見識が問われることになる。

○学長選考会議の委員個人に推薦権を与えるのは，その分重い権利であるということ。学長選考にかかる他大学の事例をみて，ここにきて議論が一步前進してきていると思う。

- 実施してみなければわからないことだが、本学も学内意向投票を実施した場合、大きな投票差となるかもしれない。完璧に準備することはできない。
- もし問題が起きた場合、規程が整備されていれば問題が軽減される可能性がある。準備しておきたいということである。
- 学長選考の根本的問題である。学長選考会議がきちんと推薦できる人がいることがベストだが、候補適任者を絞れない場合には意向投票も有り得ると思う。学長選考会議が責任を持って選んだ学長が任期を全うして務めることが大切なのであり、任期を細切れにするべきでない。再任の時期が到来し意向投票した結果問題になったという事態にならぬよう学長選考会議が学長候補者を提示できることが一番である。
- 学長選考会議は、意向投票を実施せずに学長候補者を選出してもよいし、むしろそれ程の見識を持たなければならないものだと思う。しかし、今、議論がそこに帰れば再びゼロからのスタートとなるので、今まで重ねてきた検討内容を尊重すべきである。
- であるならば、学長選考会議は候補適任者を出す必要があると判断すれば推薦を行うし、学内構成員も良識をもって反応するはずとの前提のもとで学内意向投票を実施するしかない。
- ならば、学長候補者選考規程改正（案）第8条の条文は、このままでよい。
- 学長選考会議委員が、個人で学長候補適任者を推薦できるとの考えはいかがであらうか。
- 委員個人からの推薦ではなく、学長選考会議の総意として推薦すべきである。以上の意見があり、現在検討中の学長候補者選考規程（案）第8条は変更しないこととした。また、今までの経緯を尊重して学内意向投票は実施することを、改めて確認し、了承された。

・学長候補者選考規程（案）12条 学長候補者の決定について

- 議長から、学長候補者選考規程（案）第12条第1項について、検討したいとの発言があった。これに対し、委員から、
- 第12条の「踏まえて」の文言は、意向投票の結果1位になった者を学長に決定するとの意味か。
  - 「踏まえて」は、投票の結果に縛られる。
  - 「考慮して」又は「参考に」はどうか。
  - 投票を実施しておいて「参考に」は軽すぎる。
  - 「考慮して」ではいかがか。
- との意見があり、議長から、「投票結果を踏まえて」について引き続き検討することについて了承された。

・学長候補者選考規程（案）第14条 その他について

議長から、学長選考会議規程（案）第9条第2項と同様、学長選考会議の議を経て議長が定めるとすれば、法人法の趣旨に沿うとの提案があり、了承された。

・学長解任手続規程（案）第5条 意見の聴取について

議長から、学長解任手続規程（案）第5条の意見の聴取については、学長解任の審査の過程の手続として学長選考会議が必要と認めたとときに行うものとし、第1項中の前条の「学長解任の審査に先立ち」を削除するとの提案があり、了承された。

次いで、第5条第2項について弁明の機会という見出しで独立した条とすることについて提案があり、了承された。また、委員から文中の「意見を述べる機会」を「弁明の機会」としてはどうかとの意見があり、了承された。

・学長解任手続規程（案）第6条 意向の聴取について

議長から、学長候補者選考規程（案）と整合させ、「意向の聴取」を「意向の調査」とすることについて提案があり、了承された。また、第5条と同様、意向調査は学長解任審査の過程の手続きとして学長選考会議が必要と認めたとときに行うものとし、第6条第1項中の「学長解任の審査に先立ち」を削除するとの提案があり、了承された。

・学長解任手続規程（案）第7条 その他について

議長から、学長選考会議規程（案）第9条第2項及び学長候補者選考規程（案）第14条と同様、学長選考会議の議を経て議長が定めるとすれば、法人法の趣旨に沿うとの提案があり、了承された。

## 議題2 その他

委員から、学長候補者選考に係る日程を予め決めておきスムーズに進行させる必要があるのではとの意見があり、議長から、検討中の規程案が整備されると、現在の学長選考会議はいったんリセットされることとなるが、現学長選考会議が検討している内容を基にしたスケジュール案を次回の会議で示したいとの発言があり、了承された。

以上